

## 障害者任免状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項及び同施行規則第4条の16の規定に基づき、令和元年度から、毎年6月1日現在の障害者任免状況について、以下のとおり公表します。（なお、障がいの種類別人数については、人数が一桁台の障がいもあり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがあることから、公表を差し控えます。）

※毎年6月1日現在

年度	法定雇用障害者数算定の基礎となる職員数 (※1)	障害者数 (※2)	実雇用率 (※3)	不足人数	参考： 法定雇用率	障害者雇用推進者
令和元年度	2169.5人	56.0人	2.58%	0	2.5%	総務部人事課長 比嘉 哲也
令和2年度	2477.0人	62.5人	2.52%	0	2.5%	総務部人事課長 比嘉 哲也
令和3年度	2484.0人	64.5人	2.60%	0	2.6%	総務部人事課長 安次嶺 博志
令和4年度	2508.5人	64.5人	2.57%	0.5	2.6%	総務部人事課長 安次嶺 博志
令和5年度	2527.0人	65.0人	2.57%	0	2.6%	総務部人事課長 崎濱 秀司

※1：非常勤職員及び会計年度任用職員を含む。週の所定労働時間20時間以上30時間未満勤務（以下「短時間勤務」という。）の職員は1人の雇用をもって0.5人カウント（週の所定労働時間20時間未満勤務の職員は算定対象外）。

※2：厚生労働省職業安定局「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」に基づき算定。（例：重度身体障害者又は重度知的障害者（短時間勤務の者を除く）は1人の雇用をもって2.0人カウント、重度身体障害者又は重度知的障害者で短時間勤務の者は1人の雇用をもって1.0人カウント等）

※3：実雇用率＝障害者数／法定雇用障害者数算定の基礎となる職員数

## 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL

<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/soumubu/jinij.html>